

平成 21 年 5 月 29 日

阿南町告示第 15 号

太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 13 年告示第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地球温暖化防止の一つとして、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進するため、太陽光発電システムの設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 47 年阿南町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） J - P E C 太陽光発電普及拡大センター

（2） 対象システム 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成 20 年 J - P E C 第 0810 - 0007 号。以下「規程」という。）第 4 条各号の要件に適合するものをいう。

（3） 補助金交付申請書 規程第 6 条に規定する補助金交付申請書をいう。

（4） 実績報告 規程第 16 条に規定する実績報告書をいう。

（5） 補助金交付額確定通知書 規程第 17 条に規定する補助金交付額確定通知書をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、自ら居住する、又は、居住する予定の町内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）に対象システムを設置した者で、J - P E C から補助金交付額確定通知を受けているものとする。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付の額は、1キロワット当たり3万円とし、当該1キロワット当たりの額に対象システムを構成する太陽電池の最大出力の値（キロワット単位とし、小数点第2位未満の端数は切り捨てるものとする。）を乗じて算出した額とする。ただし、当該算出した額が12万円を超えるときは12万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電システムの設置を完了し、J - P E C 補助金交付額確定通知書を受けたときに、太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類等を添付して、町長に提出するものとする。

（1） J - P E C 補助金交付申請書の写し及びその添付書類の写し

（2） J - P E C 補助金交付決定通知書の写し

（3） J - P E C 実績報告書の写し及びその添付書類の写し

（4） J - P E C 補助金交付額確定通知書の写し

（5） 太陽光発電システムの設置完了写真

（6） 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し

（交付額の確定及び決定の通知）

第6条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、交付を決定したときは、補助金の額を確定し、太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 7 条 申請者は、前条の補助金交付決定通知書を受けたときは、町長に太陽光発電システム設置費補助金交付請求書 (様式第 3 号) を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付する。

(決定の取消し)

第 8 条 町長は、補助金を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けた場合
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第 9 条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、規程に係るものから適用する。